

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和5年6月6日（火） 第9504号
		毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による指定医療機関の変更の届出（295）（福祉監査指導課） 2
	開発行為に関する工事の完了（296）（西部総合事務所環境建築局） 2
◇ 選管告示	鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数等（37） 2
◇ 公 告	自衛官の募集（危機対策・情報課） 3
	保安林の指定施業要件の変更に係る森林所有者等への公示による通知 （森林づくり推進課） 4

告 示

鳥取県告示第295号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から訪問看護ステーション等の所在地を変更した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

令和5年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定訪問看護事業者等

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	変更年月日
医療法人誠医会	東伯郡北栄町瀬戸53-2	訪問看護ステーション大栄	東伯郡北栄町瀬戸38-5	令和5年5月1日

鳥取県告示第296号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により告示する。

令和5年6月6日

鳥取県西部総合事務所長 中 原 美 由 紀

1 開発許可の年月日及び番号

令和5年3月27日 鳥取県指令第202200311662号

2 開発区域に含まれる地域の名称

境港市渡町字丸垣

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都千代田区二番町8-8

株式会社セブーン・イレブン・ジャパン 代表取締役 永松 文彦

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第37号

鳥取県の議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の50分の1の数、10分の1の数及び当該総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに各選挙区における当該選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第5項（同法第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第2項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び鳥取県県民投票規則（平成25年鳥取県規則第68号）第6条第1項の規定により告示する。

令和5年6月6日

鳥取県選挙管理委員会委員長 大 口 久 志

鳥取県において選挙権を有する者の総数の50分の1の数 9,183

鳥取県において選挙権を有する者の総数の10分の1の数 45,914

鳥取県において選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 143,190

鳥取市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	51,074
米子市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	40,521
倉吉市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	12,618
境港市において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	9,274
岩美郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	3,141
八頭郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7,317
東伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	14,932
西伯郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	11,284
日野郡において選挙権を有する者の総数の3分の1の数	2,888

公 告

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項（第118条においてその例によることとされた場合を含む。）の規定に基づき、令和5年度自衛官候補生募集に係る募集期間等について、次のとおり告示する。

令和5年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 採用する自衛官候補生
陸上要員（男女）、海上要員（男女）、航空要員（男女）
- 募集期間
令和5年6月5日（月）から同年7月13日（木）まで
- 試験種目
筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民並びに作文）、口述試験、適性検査及び身体検査
- 試験期日及び試験場
 - 筆記試験及び適性検査（WEB試験方式）
令和5年7月23日（日）から同月25日（火）までの任意の1日
（予備日：令和5年7月26日（水））
 - 口述試験及び身体検査
令和5年7月29日（土）
陸上自衛隊米子駐屯地（米子市両三柳2603）
- 合格発表予定日
試験実施日に示す日
- 採用予定時期
 - 令和5年8月下旬から同年9月下旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
 - 令和5年11月下旬（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
 - 令和6年3月下旬から同年4月上旬までの間（詳細は、採用予定通知書で通知する。）
- 応募資格
採用予定月の1日現在で18歳以上33歳未満（ただし、32歳の者にあつては、採用予定月の末日において33歳に達していない者に限る。）の日本国籍を有する者で、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第38条第1項に定める欠格事由に該当しない者であること。
- 問合せ先
 - 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）

倉吉地域事務所（0858-47-3250）

米子地域事務所（0859-33-2440）

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の所在が不分明であるため、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年6月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 所在が不分明な者が所有する保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字駒帰字イカリ口392の1、字一ノ谷口410、411の1、字温江上エ497、字小田上エ587、587の1、字貝津掛398の1、字櫛波口上エ405の1、字荒神ノ元上エ644、字小櫛浪口482、483、字下モ向エ636の1、字下モ石船550、551、字下モ木原口595、字杓ヶ原下モケ市660の1、字杉ヶ途430、431、433、435、436、438、字タラガ谷上エ522の1、字夏明口上エ424から426まで、429、字念佛岩563の3、565の1から565の3まで、566の1、字溝ヶ途385の1、字向山545、546、字吉ヶ谷531から533まで、534の2

2 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更について

3 通知の要旨

1に掲げる土地について、令和4年10月26日付農林水産省告示第1676号（保安林の指定施業要件を変更する件）のとおり保安林の指定施業要件を変更すること。

4 通知の掲示場所 智頭町役場

5 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課